

(海岸法留意点等)

- 1 給付金の申請の期間は、令和2年7月14日から令和3年1月15日までの予定。
- 2 ガイドラインに記載のとおり、継続的な事業を目的としたものが対象であり、特定の日のみを占有するような一時的な占有は支給の対象となりません。また、土砂採取料は、土砂を採取しそれを取得することの対価であることから該当しません。
- 3 給付額の算定の根拠となる契約期間は、「令和2年3月31日時点で有効な賃貸借契約があり、申請時点で有効な賃貸借契約があること」とされ、占有許可が年度で更新されている場合は2年度分の占有許可書等の写しの添付が必要となります。
- 4 給付の対象となるのは、「申請日より直前3か月間の賃料の支払いの実績があること。」とされており、給付対象の資格要件に該当する事業者が占有料の支払いを猶予されている場合は、給付金の申請を行う前に占有料の支払いを済ませていただく必要があります。
- 5 ガイドラインの作成責任者は各主務省庁となりますが、ガイドラインを参照しての各申請に対する審査及び給付決定は当該給付金を所管する中小企業庁が責任を負うこととなります。